

市民と市長の対話集会

第68回

タウンミーティング記録集



平成25年6月15日(土曜日)

会場 廻田公民館

時間 午前10時～正午

東村山市

○開催内容

平成25年6月15日（土）午前10時、廻田公民館におきまして「タウンミーティング」を開催しました。20名の方にご参加いただき、ご意見をうかがいました。

●会場アンケート結果（住所地・年齢・性別について）

アンケート用紙は会場入り口で配付し、うち14枚を回収しました。

・アンケート回答者の住所地

廻田町	9人
その他市内	5人
合計	14人

・年齢

30代以下	1人
40代	3人
50代	2人
60代	4人
70代	0人
80代以上	1人
未記入	3人
合計	14人

・性別

男性	6人
女性	7人
未記入	1人
合計	14人

○開催情報

●対象 市民の方（在勤・在学の方含む）

●申込み 申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

（手話通訳・要約筆記が必要な方は、開催日の1週間前までに

FAXまたは電話またはEメールにてご連絡ください）

連絡先：東村山市役所 市民協働課 電話/(393)5111 fax/(393)6846

Eメール/kyodo@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

開催日	会場	時間
平成25年9月29日（日）	萩山公民館	午後2時～4時
平成25年10月12日（土）	青葉地域センター	午後2時～4時

タウンミーティング記録（概要）

会場での発言内容は発言要旨を記録し、個人名は伏せさせていただきました。

【市長あいさつ】

皆さん、おはようございます。本日は公私共に大変お忙しいところ、市民の皆さんと私の対話集会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、常日頃は市政の推進にあたりまして市民の皆様にはご理解・ご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げるところでございます。

このタウンミーティングは、毎月1回、市内13町を回って、市民の皆さんから直接生のご意見・ご要望を承る機会として行っておりまして、今日で68回目となります。これまで数多くのご意見をいただきご回答しながら、できることについてはやらせていただくということで、これまで出されたご意見の7割程度については、何らかの改善を図らせていただくとか、実現する等の措置を取らせていただいております。ただ、すぐにできるものばかりでないのも事実でございます。どうしても2、3割はまだ実現ができていないということですが、いただいたご意見については必ず市役所に持ち帰って、担当所管にも「こういうご意見をいただいて、市長としてはこういう答え方をしている」ということは伝えて、改善を図れるところについては速やかに改善を図ることをやらせていただいておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

せっかくの機会ですので、市の動向について若干ご説明を申し上げさせていただきたいと思います。6月15日号の市報で平成23年度の決算状況・財政状況について報告させていただいております。見方がよくわからないというようなこともあろうかと思っておりますけれども、23年度につきましては、歳入歳出の実質収支が15億5362万円の黒字ということで、私が市長に就任した平成19年から20年くらいは極めて厳しい財政状況で、毎年赤字決算だったんですけれども、このままでは財政が破綻してしまうということで、職員給与の構造改革等いろいろ行財政改革を進めた結果、ここ数年はおかげ様で毎年、黒字で決算を迎えることができています。市役所は民間企業ではないので、黒字にして利益を出すこと自体を目的にしているわけではありませんが、市民の皆さんの負託に応えながら着実にハードソフトのまちづくりを進めつつ、財政の健全性を維持するという大きな課題でございますので、そういう趣旨に沿いながら、今、事業を展開させていただいております。

中長期的な課題としましては、これは市の事業ではなくて東京都の事業として行なわれるんですが、東村山駅周辺の鉄道について昨年、連続立体交差事業の都市計画決定をいただきまして、今年からいよいよ事業認可をとって西武新宿線の府中街道の踏み切りから鷹の道、それから大踏切等、全部で5箇所の踏み切りを除却して高架化するという事業がこれから12年間に亘って行われるということでありまして。市のほうもかなりのお金を拠出しながら連続立体交差事業に併せて東西の道路の整備等を行っていくこととなります。今後、東村山市にとってハード事業としてはこの東村山駅周辺の鉄道の連続立体交差事業というのが大きなテーマになってくるのかなと思っております。

それからもう1つ。東村山市には道路や上下水道、橋といったライフラインを除きますと、208の公共施設がございまして、総延床面積が25万3000㎡強ございます。東村山市の建物というのはほとんどの施設が昭和40年代～50年代にかけて建てられたもので、建物が築30年～40年を

迎えてかなり老朽化しております、これらの再生整備というのがこれから東村山市にとっては大きな課題になってまいります。昨年暮れに笹子トンネルで崩落事故がございましたように、当市だけではなく全国的にライフラインを含めた公共施設の老朽化対策というのがこれから大きな課題になってくるわけですが、今申し上げたように東村山市におきましても市内の小中学校あるいは市役所や中央公民館、中央図書館といった公共施設は建設されたい40年前後経過してかなり傷んでいます。これらについてどうしていくのかということで、昨年度、『東村山市公共施設白書』というものをつくらせていただいて、利用状況等を把握しながら、今後どのように再生に向けて計画をつくっていったらいいのかという検討を今、させていただいております。白書の中には今の公共施設を大規模改修あるいは建替えると今後30年間で900億円程度かかるという見積もりが出されております。ようやく財政も少しずつ改善されているとは言え、公共施設の再生に向けてかなり大きなお金がかかるということがこれから市にとっては大きな課題かなと捉えているところでございます。以上、現在市が抱えております今後の中長期的な課題についてご報告をさせていただきました。これらについてももし関心がありましたら後ほどご質問・ご意見をいただきたいと思っておりますし、その他、何でも構いませんので市民の皆さんの忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げたいと思っております。

なお、本日は後方に今年4月に市役所に入庁しました職員が研修の一貫として同席させていただいております。これから40年近く市役所を担っていく人材でございますので、ぜひ市民の皆さんにも時には厳しく、また温かくお育ていただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【会場でのご意見】

～みんなが快適に暮らせる、活力と魅力にあふれたまち～ について

◆活気あるまちづくりを

(廻田町 Sさん)

東村山市はとにかく活気がないと思う。もう少し元気のある東村山にして欲しい。

◎ 市長回答 ◎

私は活気が失われてきたと言われるのが一番辛くてですね、どの地域も元々あった商店等がなくなったり、人通りも少なくなったり、子どもたちの歓声が減ったり、私が子どもの頃はそこら中に子どもがいて子どもの声がいろんな地域から聞こえてきたんですが、今はそういう状況にはなっていません。これは当市だけではなく、日本全体が少子高齢化あるいは経済もかつてのような状況ではないということがあるんですが、やはりまちの中にいろいろな世代が住んで元気なまちにしていくということが私に課せられた最大の使命だろうというふうに考えております。東村山市は残念ながら一昨年の7月以降、若干人口が減り気味になっていまして、今まで市の人口増を引っ張ってきた他所から引っ越してこられる方の数が鈍化してしまっているのと、高齢化の進展に伴ってお亡くなりになる方が増えてきているということで、人口減少になりかかっている部分があるのかなと思っています。東村山市というのはもともと住宅都市ですので、いろいろな世代の方に住んでいただけるように、特に子育て中の方々に「東村山に住んで子育てしたいな」と思われるように、極力今の自然環境を大事にしながら「子育てするなら東村山」と言ってもらえるように子育て支援施策だとか小中学校の教育の充実等をこの間頑張らせていただいています。

それと東村山市は駅の数はいんですけども道路事情があまりよろしくないのも、広域的な道路ネットワーク整備ということで東村山駅の連続立体交差事業というのも府中街道の拡幅整備に併せて行う事業なんですね。こういったことを進めながら、この北西部エリアについても今日いくつかご指摘・ご指導いただいた点も踏まえて、多くの方に訪れていただきながら活気のあるまちになるように努力していきたいと考えております。かつてに比べるとちょっと元気がないというのは私も率直に認めざるを得ないところで、本当に心苦しく思っております。これから一所懸命努力してまいりたいと思います。

◆廻田町の地域活性について

(廻田町 Tさん)

廻田町に住んで45年ほどになるが、廻田町にはショッピングセンターや医療機関といったものが全くなく、そういったものを求める場合にはほとんどが町外、あるいは市外に行かないと生活できないような状況になっているので、市として廻田地区に関してそういったところをどのように考えておられるのか伺いたい。

◎ 市長回答 ◎

いわゆるショッピングセンターないし商店街等について申し上げますと、市内も現状、地域によってある意味不均衡が生じているという状況だというふうには承知いたしております。市役所周辺の本町地域、あるいは久米川駅周辺にはショッピングセンター的なものがあるんですけども、それ以外の地域についてはそういったものがなかったり、個人商店もどんどん店じまいをして、最近「買い物が不便だ」という声はいろんな地区で聞きます。私は住まいが萩山町なんですけれども、萩山町もどんどん商店街がなくなって、もともとショッピングセンターのようなものが無かった町なので、今、どうしていくかということが課題になっています。市のほうで直接ショッピングセンターを誘致するというようなことは今、計画にはないんですけども、考えられることとしては、既存の個人商店の皆さんには頑張ってもらいたいということで、市のほうは商工会を通じていろいろな支援策を講じていますけれども、実態としてはなかなか難しいというのが率直なところです。今後も商店街の振興等に向けて市としても商工会等と連携しながら努力していきたいと考えております。

今後、買い物難民と言われるような方々が市内でだんだん増えてくるだろうと想定されますので、それらについてはどのように対策を講じていくか。これから具体的な検討をさせていただければというふうに思っております。

医療機関につきましてもかなり地域的な偏在があって、お医者さんがほとんどいらっしゃらないエリアと病院が固まってあるようなエリアがございます。市としても緊急時のことを考えますと、医療機関が適正に配置されていることが望ましいというふうに考えているところですが、現状、廻田町で医療機関を何らかのかたちで誘致するという動きは残念ながら今のところございません。市内でいいますと、介護施設等の建設に併せて付随的に医療機関を誘致するというようなこともあるんですけど、今のところ介護施設等の廻田町への進出というお話は民間事業の中でも聞いていない状況で、今後、医療機関についてどのようにこちらのほうに誘致するか、これも併せて検討させていただきたいなと思います。いいご回答ができなくて大変申し訳ないんですけども、現状としては課題として受け止めておりますが、具体的ないい施策が打てていないという状況でございます。大変申し訳ございません。



◆廻田町にコミュニティバスを

(廻田町 Tさん)

廻田町には商業施設がなく、外に買い物に出る。あるいは医療機関も外に出なければならないという事情から、交通の便に対しても配慮していただきたい。グリーンバスが市の東側には行っているが、廻田地区には西武バスが1本通っているだけで、鷹の道のほうの人たちは孤立しているような状況にある。こちら側、あるいは市内全域にグリーンバスを循環させる必要があると思う。以前、市長への手紙で「西武バスに乗ると1区間170円かかるが、グリーンバスは1区間100円。これは非常に不公平だ。少なくとも市内で西武バスを使う場合に、市で70円負担できないのか。」と投稿したが、「ご理解を」ということで一蹴された。それに対して市長はどのようにお考えか。

◎ 市長回答 ◎

Tさんがおっしゃられるように、いろんな商業施設や医療機関が13町に適正に配置されていないとなれば、公共的な交通手段を充実させて、他の町にはあってもそういうところに行きやすくするというのは、確かに必要な施策だというふうに思います。そういう意味でコミュニティバスをできるだけいろいろな町に走らせたほうがいいのではないかとご指摘でございます。実はどこの町からも「うちの町にもコミュニティバスを通して欲しい」という要請が非常に強くて、これまでの間、市では「コミュニティバスをどういふところはどう走らせると公平性が担保できるのか」という議論をしてまいりまして、昨年度、コミュニティバスの新規路線等に当たってのガイドラインを策定させていただきました。今後、このガイドラインに沿って、現状の運賃や路線の見直し、あるいは新規路線をどこに通していくかということを検討していきたいと考えています。ご指摘の通り「民間バスが走っているところは170円払って、税金を投入して走らせているコミュニティバスが100円というのをおかしいではないか」というのは、昨年度、『地域公共交通会議』の中でもそういった意見が多数出されておりますので、今年度、現状、市内で走っている3路線の運賃等の考え方についても議論させていただいて、公平性を確保していきたいと考えています。新規路線についてはガイドラインに沿ってということで、行政のほうからだけでなく、市民の皆さんからも提案をいただける枠組みをつくってございます。同じ地域の方で5名以上お集まりいただいて、市にご提案いただくということになっておりまして、確かに「廻田町・多摩湖町地域は交通の便が良くないのでコミュニティバスを通して欲しい」というご意見は多数いつもいただいておりますので、よろしければ市役所の交通課にご相談いただければと思っております。市民の皆さんのほうからご検討いただくということについてもご支援ができる枠組みをつくらせていただいておりますので、もしよろしければ所管の交通課にお問い合わせいただきたいなと思っております。

◎ 交通課より ◎

コミュニティバスの新規路線や既存路線の運行改善は、コミュニティバスガイドラインに沿って市民・市・交通事業者がそれぞれの役割を担い、協働で取り組むこととしています。

ガイドラインの概要版については、公民館など、地域の公共施設に配置してあります。

運賃については、100円が適正かということも含め、運賃のありかたについて地域公共交通会議の中で議論いただいております。

◆納税しやすい工夫を

(廻田町 Hさん)

国民健康保険税の納期は8期で固定資産税は4期と納期が複数に分かれている。固定資産税は4期ということで、納める側にとっては大変。これを8期に合わせるとか、年金生活なので年金の支給月に固定資産税の納期がくるように設定できないか。また、納期は4期とか8期に分かれているが、端数が全て1期に寄っているため、1期の額が多くなる。税によっては3期以降とか4期以降に端数を持ってくるとかという分散をして、支払い側が支払いやすいような方策をとって欲しい。

◎ 市長回答 ◎

いつも納税をいただきまして、誠にありがとうございます。実は国民健康保険税につきましては、固定資産税あるいは市民税等に比べて、残念ながら滞納が非常に多くございまして、市としてもできるだけ納付しやすいようにということで期数を増やしてきた経過がございます。固定資産税あるいは市民税等についても年金支給月に合わせたり、納付しやすいようにして欲しい、また、端数を1期に寄せるのではなくて何か策は取れないのかということでございます。これは市の電算システムの関係もあるので、私はそちらの知識があまりないものですから、ご意向に添ってすぐに改善が図れるかどうかわかりませんが、今後、市民の皆さんの高齢化で年金で生活される方が増えてくれば当然そういったことも考慮して、納期も検討していく必要があるだろうと思っています。

今、自治六法で見ましたところ、地方税法上、固定資産税の納期は4月、7月、12月及び2月と法律で定められていまして、特別な事情がある場合においてはこれと異なる納期を定めることができるという但し書きはあるのですが、一応、法律に基づいて4期というふうに定められているようです。ですので法令上、期数を増やすことが出来るのかどうかも併せて検討しないと行かないのかなというふうに考えておりますので、いずれにしてもちょっと持ち帰らせていただいて、所管のほうに電算システム上そういうことができるのかどうか、それによって対応を考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 課税課より ◎

地方税法において「特別の事情がある場合」とは、災害その他これに類する事情のある場合はもちろんのこと市町村の徴税事務上の都合等も含むものとされています。

法定の納期は、納税者の円滑な履行を容易にし、かつ、他の税目の納期と重複しないよう地方税法上で標準を定めているものであり、現在26市すべてが納期を4期で定めておりますことから、納税者のご負担状況や他機関の状況等を見ながら研究してまいりたいと考えております。

端数金額につきましては、こちらも地方税法で定められておまして、2期以上の納期限を定めていて、その納期限ごとの分割金額に1000円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期限の分割金額に合算するとされております。このため課税実務でもこのようにさせていただいているところです。ご理解ご協力をお願い致します。

◆国民健康保険税の納付について

(廻田町 Sさん)

国民健康保険の仮払い調整金というのが出ていて、1年おきに支払い月の金額が違う。去年は少なく、その次の年になると1回につき1万くらい支払いが多くなる。その翌年になるとまた少なくなる。厚生年金をもらって生活していると、1年に6～7万円年収が減ったり増えたりする。所得税や住民税は平らになっているが、それらを平等に取ることができないのか。

◎ 市長回答 ◎

市民部長が以前、国民健康保険の課長をしていたので、私より詳しいと思いますので、部長から答えさせていただきます。

◎ 市民部長回答 ◎

今の話は年金からの徴収で、本決定というのは10月・12月・2月で決まりまして、最終的には2月に支払った金額が4月からの仮算定で3ヶ月行ってしまうので、その3ヶ月が高くて、その年は10月くらいまで低くなってしまふ。今度は10月が低くなると翌年4月から安くなってしまふということで、介護保険のほうは介護保険法でその調整をやっているのですが、国民健康保険というのは地方税法でやっているの、ちょっとすぐできるかわからないんです。先日、市民税のほうは平成28年から前年度の税額の2分の1を仮徴収で取ると国会で決まったが、国民健康保険のほうはできるかどうか、所管に確認させてください。

◎ 市長回答 ◎

今ちょっと明確にお答えできないんですけど、先ほどのHさんのお話もできるだけ均^{ひら}していただいて、しかも支払い期数を増やして1回1回の負担額をある程度適正なレベルまで抑えて欲しいということだと思いますので、そうした趣旨を踏まえて改善できるのかどうか検討させていただきたいと思います。

◎ 保険年金課より ◎

介護保険料、市都民税と同じように国民健康保険でも年金受給者の世帯主のかたから年金特別徴収という方法で国民健康保険税を納めていただいているところでございます。本徴収が10月・12月・2月であり、4月・6月・8月を仮徴収と言い、2月の額と同額が仮徴収額となります。本徴収の額は1年間の税額から仮徴収でご納付いただいた税額の残額を3回に均したものであり、年度毎の税額や1回のご納付額により変動が生じることがございます。平成28年からの地方税法改正は市都民税についての改正であります、皆さまのご負担の軽減を念頭に、課題整理も含め、さらに研究してまいります。

◆鷹の道のガードレールを移設して

(廻田町 Hさん)

鷹の道の浄水場側に道路と同じ高さでガードレールが設置されている歩道がある。東村山浄水場のフェンスの下のほうが30~40cmぐらいコンクリートで高くなっていて、その上にフェンスがしてあるが、雪が降ると浄水場側は雪掻きをする人がおらず、しょっちゅう凍ってしまう。1週間以上凍っている状態で、歩行者も自転車も車道を通る状況が続くことがある。事情があってガードレールが南側に設置されていると思うが、だいぶ古くなっていてそろそろ建替える時期だと思うので、事情が許せば北側の方にガードレールを移せば民家もあるし、雪が溶ける割合も早いかなと思う。通学路にはなっていないようだが、通行者に不便をきたしている。次回整備する時にはぜひお願いしたい。

◎ 市長回答 ◎

鷹の道のガードレールの件についてご意見いただきました。なぜ浄水場側にガードレールをつけて、住宅のある逆側に歩道がないのかと言われてみると確かにその通りだなというふうに思います。現状、すぐに対応は難しいかもしれませんが、もしHさんがおっしゃられるように次にガードレールを設置する場合には鷹の道の北側に移設できるかどうか、充分検討させていただきたいと思います。

◎ 道路管理課より ◎

ご指摘のとおり、現在、浄水場側のみ設置となっております。ガードレールの目的は走行中に進行方向を誤った車両が、路外等に逸脱するのを防ぐとともに車両の正常な進行方向を復元させることを目的とし、副次的に運転者の視線を誘導するものであります。住宅側の設置となりますと、車庫等の関係から連続性を保つことが困難となることが予想されます。よって、非常に困難と考えておりますが、降雪時には残雪となり凍結することも事実でございます。今後、再設置時には、歩行者の安全確保の観点から交通管理者（東村山警察署）と協議していきたいと考えております。

◆職員の不祥事について

(廻田町 Wさん)

市報に「職員の不適正事務処理等について」とあるが、実際にこんなことが起こっているのか？酒に酔って等々とあるが、本当なのか信じられない。こういうことは昔からあったのか？一般的な会社だと辞めさせられたりすると思うが、市だとそういうことはないのかわからないので、詳しく説明を。

◎ 市長回答 ◎

大変申し訳ございません。6月15日号の市報に掲載されているというのは、私の6月定例会での所信表明のお詫びのところだと思います。ここに記載されているように、不適正な事務処理が2件、それから職員の非違行為といういわば非行行為がこの間2件ほど発生いたしまして、市民の皆さんに大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

内容については、事務処理の不適正な処理については、1つは障害支援課で発生したもので、市報に書いてありますように事業所に補助金を支出しているんですが、その金額に誤りがあって、それがずっとそのままになっていたというのが1件。

◎ 市長回答 ◎

この場合は少なかったんです。

それから生活保護のケースワーカーをしていた職員が、過払いと過小に支給していたというのが5年間わからなかったということで、合計しますと3200万円くらいのかんりの金額で、過払いした部分についてはこれから返還をお願いしなければなりませんし、少なく支給されていた方については遡って足りなかった分をお支払いさせていただくということになります。

両方とも担当職員の錯誤とかうっかりというようなことなんですけれども、生活保護の場合は金額が大きいのと、5年に亘って誤算定したまま誰も気が付かなかったということで、これは我々としても担当だけの問題ではなくてチェック体制に甘さがあったなということで、市長としても大変責任を感じているところです。

それから非行のほうは、1つは職員が市外のスーパーで万引きをしていたということと、もう1つは職員が西武ドームに試合を見に行った時に酒に酔ってトイレで他のお客さんとトラブルになって、そこに仲裁に入った方を殴打してしまって所沢警察署に逮捕されるという事件が4月、5月に立て続けに起こりまして、公務中というわけではありませんが、管理監督者として大変申し訳なく、改めてお詫び申し上げたいと思っております。

処分については、障害支援課に従事していた過小に支払いしていた部分については減給処分というかたち。それから万引きした職員については停職処分といたしたところでございます。

生活保護の関係については、先ほど申し上げたように1職員だけの問題ではなくて、チェック体制等もあることから、事務がどのように行なわれていたか、今、広範囲に調査をしております。生活保護については、市民の皆さんの関心も非常に高かったり、不正受給等の問題もあつたりすることから、その辺をきちんと管理し、チェック体制が取れるように、単に責任云々という問題だけでなく、再発防止も含めて、今、調査・検討をさせていただいているところなのでまだ処分はしておりません。

それからプロ野球を観戦中に暴行事件を起こした職員についても、警察からは釈放されているんですが、これが起訴されるのかどうなのかがまだわからないので、警察のほうの動向を待って処分をしていきたいと考えております。

公務員についても当然処分の規定がございまして、市も国や東京都の懲戒処分の基準に準じた基準を設けておりまして、どういう状況でどういうミスを行なったか。あるいはどの程度の非行行為を起こしたかによって、一番重い場合は懲戒免職処分ということになります。ただ、懲戒免職処分というのは民間でも同じなんですけど、かなり重い処分となりますことから、公務員の場合はその処分行為が妥当かどうか意義がある場合には公平委員会というところに異議申し立てができるようになっております。処分が重過ぎるとそれがひっくり返されてしまうこともありますので、市としてはその行った行為に対してどの程度の量刑が妥当なのかというのをケースに応じて判断しながら処分をさせていただいているということでございます。

実は昨年も保育園の職員が盗撮を目的として女子更衣室に隠しカメラを設置して逮捕されるというようなことがあって、こちらについては判決で有罪が確定しましたので、懲戒処分ではなくて地方公務員法で自動失職ということになっております。要するに懲戒処分としてクビを切ったわけではないんですが、地方公務員法で実刑判決を受けると失職するという規定がございましてことから、こちらについては自動失職ということなんです。

ということは、退職金が払われるのか？

(廻田町 Wさん)

◎ 市長回答 ◎

払われません。自動失職の場合は基本的には退職金は支払いませんので。

懲戒免職も支払われない？

(廻田町 Wさん)

◎ 市長回答 ◎

支払いません。一番重い処分としては懲戒免職、次は停職処分、減給処分、それからいわゆる文書をもって注意する戒告処分、以上が公務員の処分の量刑というふうになります。停職の場合は例えば停職1日という場合もありますし、最長だと停職6ヶ月ということになっていますし、減給処分についても減給1ヶ月から何%を何ヶ月と、その程度に応じてその時々処分させていただいているものであります。こういう処分通知書については、我々としては本当に二度と出たくないと考えておりまして、事務上の適正な執行はもちろんですし、公務員あるいは社会人としてあるまじき行為については根絶すべく、今後も職員の教育・指導にあたってまいりたいと考えております。

過払いの部分は戻ってくるのか？あまりに大きい金額だが、どうやって取り戻すのか？

(廻田町 Wさん)

◎ 市長回答 ◎

過払いをしていた対象者の方には事情を説明して、生活保護を受給されている方ですから基本的には経済的に困窮されている方なので、「一度に返せ」と言っても額の大きい方になると高額になりますので、そこはその方の資力に応じながら相談させていただいて、返還していただくようにお話させていただいています。

◎ 人事課より ◎

当市職員が不祥事を起こしましたことにつきまして、心よりお詫びを申し上げますとともに、再発防止に向け徹底した取り組みを行い、市民の皆様の信頼回復に向け努めてまいります。

当市では、昨年度来、職員による不祥事が立て続けに発生したことを受けまして、非違行為の再発防止を図るため、綱紀肅正推進本部を立ち上げ、処分の基準となります量定基準につきましても厳格化するなどの見直しを行いました。処分につきましては、この量定基準に基づき、実施させていただいているところでございます。

公務員は全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、法令を遵守しつつ、公平・公正な職務執行を行い、高い規範意識と倫理意識のもとに、公務の内外を問わず自らの行動を律する必要があります。公務員による不祥事は決してあってはならないことであり、今後再び市政に対する市民の皆様からの期待を裏切ることのないよう、一層の強い決意を持って、綱紀肅正・不祥事の再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、懲戒免職処分を受けた場合の退職手当については、条例で支給制限規定を設けております。

◆バス停の設置場所について

(廻田町 Tさん)

たまに車で「廻田公民館に行くにはどうしたらいいか」と聞かれるが、公民館の周辺にはバス停がない。『廻田』か『金山神社前』のどちらかのバス停になるが、どちらもほどほどに離れている。昔は『廻田』のバス停は廻田町にあったが、今はどういうわけか野口町に行ってしまった。どちらで降りても廻田公民館は見えないので、どっちを案内していいのか困る。『金山神社前』のバス停も上りと下りで場所が離れていて、使いづらい。これは西武バスのことだとは思いますが、出来るだけ上り下りのバス停は近くということと、こういった公共施設があるところには近くにバス停を設置するよう市のほうから働きかけて欲しい。

◎ 市長回答 ◎

バス停の設置については基本的にはバス事業者のほうで決めているものでございますけれども、『廻田』のバス停がなんで野口町3丁目にあるのかと言われてみれば確かにその通りでございますので、市のほうから今日そういうご意見があったということ踏まえて、バス停についても適正な配置をいただくようにバス事業者にお願いさせていただきたいというふうに思います。ただ、お願いしてすぐに移設してもらえるかどうかは、恐らく間隔の問題やバス停周辺の住民の皆さんのご了解をいただけてるかという問題、それからバス停としての交通安全上の問題等、バス会社のほうもいくつかそういうことでバス停を決めていると思いますので、住民の皆さんの利便性・安全性が確保できるように市としても働きかけをして、適正に配置いただけるようお願いをしていきたいというふうに思います。

◎ 交通課より ◎

コミュニティバスのバス停の設置も同様ですが、警視庁が交通安全上、支障がないと認めた場所であり、バス停を設置する周辺の住民の皆さんからの承諾が得られた場所にバス停を設置することができます。

いただいたご要望につきましては、西武バスにお伝えしたところ、以下のような回答をいただきました。

西武バス：バス停の名前を変えることは難しいです。また、バス停位置は、以前、土地所有者からの申し出があり、現在の位置になりました。

◆市報のさらなる充実を

(廻田町 Aさん)

以前、市長への手紙で市報の改善について投稿したことがある。中身としては、もう少し情報量の充実とページ数を増やすとか、文字が小さいと思うが高齢の方に対して負担になっているのではないかという内容を投稿した。その辺のことで市長のお考えを。

◎ 市長回答 ◎

ありがとうございます。市報は市民の皆様と行政をつなぐ大切なメディアだと考えておりまして、この間もいろんな取り得る改善は図ってきているつもりですが、ページ数を増やすとか文字を大きく

するとなるともっと紙面を増やさなければいけなくなり、当然それだけお金がかかってくるということになります。この間、大変厳しい財政状況を何とかやりくりしながらずっときてきましたので、今後どれだけ市報にお金を割くことができるのか検討したいと考えています。確かにご指摘のとおり文字も普通の新聞や雑誌に比べると小さい感は否めませんので、今後どのように見やすく、かつ親しみやすい市報にしていけるのか、そのためにはどの程度お金がかかってくるのか、検討したいと思います。多摩地区の市報についてはだいたいタブロイド版の大きさを発行している自治体が多いのですが、最近、全国的な傾向としては A4 サイズの雑誌型のような市町村報に変えているところもあります。そうすると雑誌的な大きさにするのでそれに合った文字の大きさになって、だいたい文字が大きくなるというような傾向があるのですが、やはり雑誌型にするとけっこうお金がかかるのも事実なので、そこは費用対効果の問題もありまして、どれだけやれるか。今、広報広聴課も市報の充実等に向けて検討作業をしているところですので、最終的にどこまでどう改善できるかももう少しお時間いただいて結論を出していきたいというふうに思っております。

～みんなでつくる安全・安心とうるおいを実感できるまち～ について

◆歩きスマホ・携帯の禁止条例を

(秋津町 Aさん)

最近、携帯電話やスマートフォンを見ながら歩くのは危ないというのがテレビや新聞、雑誌等にいろいろ出ていて、鉄道会社によっては「ご遠慮ください」というような規制をそろそろ始めるのではないかという動きがある。東村山市には歩きタバコ禁止条例というのはあるが、市として率先して市内の駅や路上において歩きながらや自転車に乗りながらのスマートフォンや携帯電話を禁止する条例というのを制定するお考えはあるのか。一番初めにやると言い出しっぺということで、目立ち過ぎて市長がタレントっぽくなると身が危ないかもしれないが、そういったお考えがあるか。

◎ 市長回答 ◎

当市の『路上喫煙等の防止に関する条例』は、実は一番初めにタウンミーティングをやらせていただいたのが秋津町で、その時に秋津駅・新秋津駅の朝夕の通勤者で歩きながらタバコを吸っている人がいかに多いかということで「ぜひ条例で禁止して欲しい」というご意見があって、市としても一応罰則付きの条例ということで平成19年に制定させていただきました。現実には過料を科したことは1度もありませんが、歩行喫煙についていえば今も全く皆無ではないんですけれども、条例をつくったということとPR効果で秋津駅・新秋津駅の間をくわえタバコで歩く方はかなり激減しています。ですので、条例の効果性というのはそういう意味では多少アナウンス効果というのはあるのかなというふうに思います。ただ、携帯を見たまあるいはスマホを見たま歩いているのは確かに危険なんです、条例で縛ってどこまで効果が上がるものなのか、それともし過料等を設けた場合にどうやって規制をかけていくのか、現実的にはいろいろ難しさもあるかなというふうに思います。数日前にJR東日本が「ホームで見ながら歩くのは危ないからやめてください」というPRを始めたということニュースで見ましたので、市としても当面は「危険ですからお止めください」という啓発活動をするということが妥当な線ではないかなというふうに思います。今後、もしそういうことで事故等が多発

するというような事態になれば条例をもって規制をしていくというようなことも考えないわけではありませんが、まずはやはり市民の皆さんのマナー・良識に訴えてお願いをしていくということが第一段階かなというふうに思いますので、今の A さんのご意見を踏まえて、市も歩きながらのスマホあるいは携帯電話の閲覧についてはお止めいただくよう、いろいろな機会に PR に努めてまいりたいと考えております。

◎ 交通課より ◎

自転車に乗りながらの携帯電話の使用については、「道路交通法第 71 条」「東京都道路交通規則第 8 条」により禁止されています。当市においても、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、「自転車安全利用五則」や「ながら運転の禁止」を市民の皆さんに広く周知するため、警察、東村山市交通安全協会等と協力し、小・中学校や市のイベントにおいて自転車安全教室を開催し、自転車の安全で正しい乗り方や歩きながらの携帯電話やスマホを見ることの危険性もお伝えしています。

◆ごみの収集方法について

(萩山町 T さん)

ごみを収集するのに、一戸建ての家は玄関先だが、集合住宅は一箇所に集めなければいけない。これを市長は公平だと思っているか。

◎ 市長回答 ◎

集合住宅についてはそれぞれのお宅の玄関先までの収集が現実的に困難ということから、それぞれのマンションあるいは集合住宅等で集積所を設けていただいて、そこに市が委託した業者が取りに行っていていただくようになっています。T さんがおっしゃるように「本当に公平なのか」と言われれば、考えてしまうところなのですが、集積所といってもその建物に非常に隣接したところがございますので、そこまではお出しいただくということにしております。戸建住宅についても玄関先といっても敷地内ではなく道路に面したところまでお出しいただくという点について言えば、行政としては基本的に同じというふうに考えているところでございます。ただ、今後、高齢化の進展によってエレベーター等が設置されていない 5 階建て程度の集合住宅で、「下までごみを持って行くのがなかなか困難だ」というご高齢の方や障害のある方が増えているのも事実でございます。これらについてどういう手立てをしていったらいいのかということについては市としても研究・検討していかなければならないと考えております。ただ、お金の問題も含めて人的な問題等ありますので、すぐにはなかなか難しいと思いますが、高齢化の進展に伴ってそういったことも他市ではどんなふうになさっておられるのか等、研究していく必要があるものと考えております。

◎ 管理課より ◎

当市の収集事業は直営ではなく全面的な委託となっており、集合住宅についても戸別収集を実施することは費用的な面からも難しいと考えております。

また、高齢の方や障害のある方を対象にした、いわゆるふれあい収集事業については、現行の事務職員の体制のなかで実施することは困難な状況にあります。一方で、委託となりますと直接的に費用

に影響を及ぼすことになることから、そのような方法に踏み切ることもなかなか難しいと考えております。

高齢化や独居高齢者が増加する中で、集合住宅に暮らす方への対応は、福祉や介護サービスも含めた総合的なサービスの中で取り組んでいく必要があると考えております。

～みんなで支え助け合う、健やかにいきいきと暮らせるまち～ について

◆東村山全域に子ども会を

(廻田町 Nさん)

美住リサイクルショップで^{エコ}ECODECO工房という活動をしている。子どもたちを集めていろんな活動をしているが、なかなか点と線が繋がらないという感覚がある。子どもたちは1つの学校の中では活動しやすいが、市内全域に亘って何かをやろうといった時に、点と線が繋がらない。そこに気づいた時に地元の方に相談したら「子ども会がないんだよ」と言われた。私の出身地では昔から子ども会があり、帰ると3世代、4世代が集まるような夏祭りがある。そういったかたちで子どもたちが帰ってくるような場所に東村山がなるといいなと思う。ただ東村山駅の西口側は残念なことにシャッター通りのような感じになってきていて、今も菖蒲まつりでたくさんの方が来るにも関わらず「寄って帰れる店がないね」という声を聞いた時に残念だなと思った。せめてその時期だけでも何か子どもたちと一緒にできるイベントや、地域といっても廻田町だけでなく全区域で協働してできるようなイベントがあったら、東村山市自体が盛り上がり、いずれその子どもたちが東村山を担っていくようになるんじゃないかと思っている。自治会が中心になってくると思うが、子ども会のようなものがもうちょっと繁栄していくといいなと思っている。

◎ 市長回答 ◎

全くないのかどうかは承知していませんが、確かにご指摘のとおり他の自治体のように地域単位の子ども会はないなというふうに思います。その点を補ってというわけではないのかもしれませんが、それぞれ学校単位での活動、それから中学校区ということになると青少対の活動等もなされていますので、全く^{ゼロ}0から作り出すよりはそうした既存のものをベースとして上手くネットワーク化していくということのほうがいいのではないかなというふうに思っています。Nさんが具体的にどういう活動をされておられるのか承知していないのでいいアドバイスにはならないかもしれませんが、局面局面に応じて行政とタイアップをしていただいて「こういう活動を展開するので、行政としてこういう協力をしてもらいたい」ということがあれば申し出ていただければ、このタウンミーティングを所掌している市民協働課というところが自治会も含めて市民活動を側面から支援する窓口業務をしておりますので、そういった点でまた今日、お顔をつないでいただいて、今後ご相談いただければよろしいのではないかなと思いました。それぞれの地域にはそれぞれの地域の歴史的な経過みたいなものがあるので、廻田町も^{かみ}上、^{しも}下、それからその他にもいろいろな自治会がありますから、「すぐに自治会単位で子ども会をつくってください」と言ってもなかなか難しさもあるので、PTAや青少対、その他様々な活動を通じて、子どもたちのネットワークを図っていただけるとありがたいかなと思っています。あまりいいお答えになっていないかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

◎ 社会教育課より ◎

児童・生徒のさまざまな活動については、各学校単位での活動や、中学校区での青少対の活動等で実施しています。

◎ 市民協働課より ◎

自治会活動は、少子高齢などを原因として地域コミュニティの衰退と共に低下しています。地域コミュニティには、子ども育成を目的に特化して活動している NPO などのセクターもあります。自治会内部でも子育てなどの直面する課題に答えられる新たな運営体制づくりを進めていただき、これらの団体との連携を図り問題を解決することも一法です。NPO とのコーディネートも市民協働課の役割ですのでご相談下さい。

◆市内に避難している被災者への支援の充実を

(廻田町 Yさん)

市内に被災者が数多く生活されていると思うが、この辺の情報が個人情報の問題でなかなか我々には伝わってこないの、行政のほうで積極的に触れ合える場をつくってもらえれば助かる。現状、社会福祉協議会が担っていて、実際の支援活動についても社協が積極的に定期的に行っているが、これに行政ももう少し絡んでもいいのではないかと思う。市長はどうお考えか。

◎ 市長回答 ◎

現状、市内には30数世帯、70名弱ぐらいの方が被災地から当市に避難しておられます。市としては転居されてきた時に、必要な情報提供等をさせていただいたり、被災地の方が受けられるいろんな減免措置等という部分については対応を取らせていただいているところですが、この間、例えば廃棄する自転車を修理して市内に在住されている被災者の方に無償で提供させていただいたりということはしてきましたけれども、ご指摘のとおり行政のほうから直接的に交流の場をつくらうということについては社会福祉協議会と役割分担をさせていただいて、そちらについては社協のほうで定期的にお花見会をさせていただいたり、恐らく菖蒲まつりの期間中も1回ぐらい交流会をなさるんじゃないかなと思いますが、そういうかたちでさせていただいています。社協からはその都度、市のほうにご案内いただいていますので、極力、私ないし市の誰かがお邪魔して、お困りごとがあればその都度聞かせていただいて対応するというようなことを行っているところです。「今後も積極的に」ということなので、現在、市内に在住されている被災者の方のご意向等も踏まえながら検討したいと思います。それから被災地への支援としては、この間、市民の皆さんから市役所のほうにいただいた様々な義援金を、日赤を通じて被災地のほうにお送りさせていただいたり、しばらくの間ですけれども職員を派遣して被災地の支援にあたり、そういう活動をさせていただいたところがございます。今後も市長会等を通じて要請があれば、適宜適切に検討して、被災地の復興支援に市としてできる限りの協力はしてまいりたいと考えております。

◆生活保護制度について

(恩多町 Mさん)

以前にも参加した。私は生活保護を受けており、市長に感謝申し上げたい。ありがとうございます。

◎ 市長回答 ◎

Mさん、いつもご参加いただきありがとうございます。生活保護制度につきましては国民として必要最小限の生活を国が補償するという憲法で保障されております制度で、最後のセーフティーネットと言われているものでございます。これについてはご病気をなさったり等いろいろな状況で経済的に困窮された方には、市のほうに来ていただいてご相談を承って、要件に該当する方に対して認定したうえで支給させていただいているものでございます。今後もぜひご相談いただければというように考えております。

◆医療機関での薬の処方について

(廻田町 Wさん)

薬だけ欲しいということで医療機関に行くと、以前は処方箋だけ書いてもらえたが、ここ数年はそれができないと断られる。そのことを健康課長に話したら「医師会のほうでそういう取り決めになっている」と聞いたが、私としては処方箋だけでいいのではないかと思う。何時間も待って先生に会わないと処方箋がもらえないとなると、長く待っている間に病気がうつるのではないかと心配。再診料と処方箋料がいるようになって市の負担も増えるので税金の無駄ではないか。処方箋だけ渡した場合に危険なのではないかということをお心配しているのなら、私個人は「それで何かあっても何も言わない」という誓約書を書いてもいいと思っているので、そういうかたちでいいので薬だけもらえるかたちに戻して欲しい。リスクも少なくなるし、長く待たされて診察が数分だと気分的にもとてもストレスが溜まる。できれば医師会と市で話し合いをしてもらいたい。

◎ 市長回答 ◎

私はそういう状況になっているのを承知しておりませんでしたので、確認させていただきたいと思っております。恐らくご指摘のようにお医者さんが症状を見ないで薬だけ処方するというのはやはり危険があるのではないかという判断をされているのだらうと思っておりますけれども、ちょっと確認させていただいて、処方箋だけ書いていただきたいという方もいらっしゃるという状況はお伝えさせていただきたいと考えております。

◎ 健康課より ◎

処方箋の発行につきまして、以前お電話でお話した時は「医師会の方で取り決めになっている」とお答えしたのではなく、「医師会にも確認したが、医師法で、診察を行わず、処方箋を発行してはならないと規定されている」と説明したものであり、誤解を与えてしまい申し訳ありませんでした。

そして、その時にも説明したように、医師法第20条にあるように、薬は診察を行いその症状に併せ処方するものであり、原則的に診察を行わず処方箋は発行できないこととなっております。しかし、医療機関の運用で、継続して受診しており病状に変化がない方に対し、窓口や電話で病状に変化がないことを確認した上で、直接医師が診察を行わず処方箋のみ発行しているということがあつたというこ

とも耳にしております。この場合も窓口や電話で病状を確認したということで、診察を行ったと判断し、再診料と処方箋料は掛かると思われます。誠に申し訳ありませんが、市として医療機関にお願いする立場ではありませんので、直接医療機関に事情を話し相談していただければと思います。

いずれにいたしましても、市としましては、以前処方期間が14日だったものが現在90日までの処方が可能になった状況で、病状の変化を確認するための診察を行わず処方箋を発行することはできないという、医学的見地からの医師法の規定に反対する立場は取れませんので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

～みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち～ について

◆公民館でプリント出力サービスを

(廻田町 Hさん)

ある会の役員をしていて、廻田公民館のコピー・印刷サービスを使っているが、これにプリンタでの出力サービスもお願いできないか？家電量販店に行けば2万円前後のプリンタはあるが、市が使っているような立派なものは買えないし、簡易的なものは壊れやすい。しかも3週間～1ヶ月に1回は打ち出ししてくれと説明書に書いてある。会といえどもそこまで頻繁には使えない。2ヶ月に1回とかだとインクが詰まったりして使えなくなったりする。パソコンはどこの家庭にもあると思うので、パソコンを直接つなぐというのは個人情報等の関係もあって難しいと思うが、有料で構わないので何らかの方法でプリンタでの出力サービスをお願いしたい。

◎ 市長回答 ◎

プリンタによる出力サービスということで、今、具体的にどのようにしたらできるかなというのをいろいろ考えてみたんですが、ちょっとすぐには思い浮かばないんですけども、確かにこれだけパソコンが普及していますので、市民の方によってはご指摘のようにプリンタをお持ちでなかったり、あるいは不具合で使えないという場合も想定されます。「すぐにやります」ということは今の段階では申し上げられませんが、少し研究させていただきたいなと思っております。どのようにデータをやり取りするか等、いくつか課題もあるかなと思いますので、他市でそういうサービスをやっているところがあるのかも含めて研究させていただきたいと思います。

◎ 公民館より ◎

現在コンビニで、パソコンで作成した文書を出力する機能を持ったプリンタ機器がありますが、市のプリンタは、市全体でリース契約されており、そのような機能を持った機器は全庁的にございません。また、コンピューターウイルス等の関係で決まった記録媒体以外での使用を禁止されております。ちなみに近隣5市（小平市・東久留米市・清瀬市・西東京市・東大和市）にも確認したところ、やはり当市と同様に機能上またはウイルス等の理由でこのようなサービスは行っていないとのことでした。誠に申し訳ございませんが、現在ではプリンタでの出力サービスはできない現状であることをご理解願いたいと思います。

◆国体のデモンストレーション競技に参加したい

(恩多町 Mさん)

東村山市が国民体育大会の会場の1つだが、デモンストレーションスポーツのティーボールは我々市民もできるのか？

◎ 市長回答 ◎

今年は東京で多摩地区を中心に54年ぶりに国民体育大会が開催されます。東京都は『スポーツ祭東京2013』という言い方をしております、東村山では国体の正式競技として、スポーツセンターを会場に少年女子（高校生女子）のバスケットボール競技大会を1回戦から決勝まで10月に行う予定にしています。それに先立って正式種目ではありませんがデモンストレーション競技大会ということで、ティーボール大会を9月21日に明法中学・高等学校や日体桜華高等学校、それから経済産業省のグラウンドを会場にして開催する予定にしています。ただ、ティーボールはチーム種目になるので、残念ながら市民の方が自由に参加できるというものではありません。今、市内の小中学校等の児童生徒に出場を呼びかけているという状況でございますので、大変恐縮ですがMさんがその日に来られても参加はご勘弁いただくということになります。ただ、7月6日にスポーツセンターで9時から13時までカウントダウンイベントというのを予定しております。この中で『ティーボール体験コーナー』というのを設けておまして、昔、中日ドラゴンズで活躍していた谷沢健一さんにコーチとしてお見えいただくこととなっております。その他、バスケットボールのエキシビジョンゲーム等もやる予定にしておりますし、多少ティーボールを体験することもできますので、こちらのカウントダウンイベントにぜひお出でいただければと思います。よろしくお願いたします。

◎ 国体推進室より ◎

国民体育大会では「正式競技」「公開競技」と併せて「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」を実施しております。当市におきましては、正式競技として少年女子のバスケットボール競技を10月4日から7日の3日間、市民スポーツセンターにおいて、開催いたします。また、9月21日にデモンストレーション行事としてティーボールを明法・桜華・経済産業省のグラウンドをお借りしまして開催いたします。

デモンストレーションとしてのスポーツ行事とは、都道府県代表の選手が競い合う正式競技とは違い、国体開催地の都道府県にお住まいのみなさんが参加できるスポーツ行事です。また、ティーボールとは、野球やソフトボールに似た屋外球技であり、ピッチャーのいない球技であり、大人から子どもまで、幅広く気軽に楽しめます。都民の皆さんが参加対象となっております、小学生の部、女子中学生の部、一般の部、障害者の部としてチーム対抗戦で開催いたします。また、7月6日（土）には、カウントダウンイベントを予定しており、ティーボール体験コーナーとして、元中日ドラゴンズの矢沢健一氏をお招きしてのバッティング指導も予定しておりますので、ぜひ、ご来場いただければと思います。これからも、国体開催に向けまして、市民の皆様とともに盛り上げて参りたいと考えておりますので、ご支援とご協力をお願いいたします。

国体マスコットキャラクター

ゆりーと



◆成年の定義について

(廻田町 Aさん)

今、日本は成人になるのは20歳。世界では90%以上が18歳。イスラエルは13歳と14歳の子どもを大人扱いしている。今、学校ではイジメがある。イジメをなくすためにも日本は17歳から大人扱いしてもいいと思う。私は小学校3年生から中学・高校・大学の学費を自分で稼いできた。日本は強く賢い世界のリーダー。日本の将来のためにも国家感を持って立ち向かって欲しい。

◎ 市長回答 ◎

ご案内のように我が国におきましては成人の権利義務というのが発生するのは20歳以上というふうになっています。ただ世界の動向についてはAさんがおっしゃられるように18歳をもって成人とみなすところが多いのも事実でございます。これは国において議論されるべきことなんだろうと思うのですが、今後、あるかどうかはわかりませんが、憲法の改正をする場合、最終的には国民投票で賛否を問うということになってはいますが、現状の憲法改正国民投票法の制度の中でも投票権は18歳以上の日本国籍を有する方に付与することになってはいますので、一部、国の考え方としても18歳以上を成人とみなすところがあるのかもしれない。

東村山市におきましては、成人としての権利義務ということではありませんが、東村山市民としての自覚を持ってこれからの東村山市のあり方についてもぜひお考えいただきたいということで、この間、青少年についても一部、市の様々な計画づくりに参加できるような取り組みをしてきております。市の最上位計画であります総合計画というのがありまして、今、第4次総合計画が平成23年度から動いているんですが、この第4次総合計画を策定するにあたって、広く市民の皆さんのご意見をいただくということで、公募型のワークショップを1年間開催させていただきました。その時の年齢要件としては16歳以上の方ということで、当時、高校生も何人か参加していただいて、大人の方と一緒に「東村山市が将来こんなまちになったらいいね」という話し合いに参加いただいております。今、市がいろいろな計画を立てる場合には、先ほどの国民投票法にならって18歳以上の方に参加を呼びかけるということで進めさせていただいております。その他、このタウンミーティングでも市内在住あるいは在学している中高生を対象に、毎年、夏休み前後に開かせていただいて、これから次代を担う青少年にある意味自覚を持っていただいて、今後の東村山のあり様について考えていただいて意見を発表していただくというような場もつくっているところがございますので、そういったことを通して今後もまだ成人には達していない方々でもそういった気概と意識を持っていただけるような場をつくってまいりたいと考えております。

◆日本の未来について

(廻田町 Aさん)

自分が一番関心持っているのは、東村山でなく世界を相手にしている。20世紀は戦争の時代があった。しかし、21世紀が一番大事なのは外交・国防・経済力。経済力は今、世界で資源の奪い合いをしている。それと国防で一番大事なのは生命力と財産。それ以上に効果があるのは外交。世界のトップを目指して皆さんに頑張ってもらいたい。私が現役の時には11時50分に寝て3時に起きるというのを30年やった。今も11時に寝て3時50分には起きている。

◎ 市長回答 ◎

今、ご経験を踏まえて、これからの日本にとって何が大切かということでご指導いただきました。我が国は戦後、二度と戦争を起こさないということで来ていますので、先人の皆さんに築いていただいた平和で豊かな日本社会を維持して次の世代に引き継いでいくというのが我々世代の務めではないかと考えております。市としても今、平和施策として例えばいろいろな活動を行なわせていただいておりますので、今後も直接、私どもが外交等をするわけではありませんけれども、平和の重要性については引き続き市民の皆さんに広く啓発活動等を行なってまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願ひ申し上げます。

【市長まとめ】

本日はお休みのところ、またお忙しいところこの席にお出でいただきまして、また熱心にいろいろなご提言・ご意見をおっしゃっていただきましたことに心から感謝申し上げたいと思います。

なかなかいい回答ができない部分もあって、心苦しく思っております。また税法等の関係については即答できない部分もありまして、持ち帰らせていただきたいと思います。この回答を文書でさせていただく場面もまたありますので、そちらをご覧くださいというふうに思います。

東村山市も来年、町から市になってちょうど50周年という大きな節目を迎えるところであります。日本も大きく転換しつつある中で、これからこの東村山というまちをどういうまちにしていっていいのか、今、非常に大事な局面にあるなというふうに責任を痛感しているところであります。この先も子どもたちから高齢の方にとって住み続けたいまちと思っていただけるように、我々もきちんとアンテナを高く張ってできるだけ市民の皆さんのいろいろな想いをキャッチさせていただいて、それを今後の市政運営に反映しながら市民の皆さんと一体となって『元気なまち』あるいは『魅力があるまち』、『安全・安心なまち』にしていきたいと考えておりますので、今後ともご指導・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ご参加ありがとうございました。

市民と市長の対話集会
第68回
タウンミーティング記録集

発行 平成25年9月
東村山市役所市民部市民協働課
東京都東村山市本町1丁目2番地3
TEL 042(393)5111
(内線2563、2564)